

# 生活の決まり

藤久保中学校

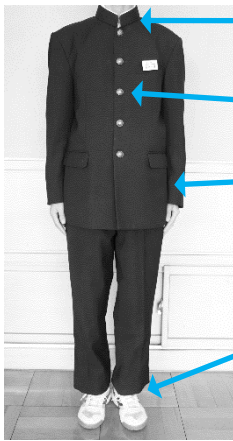
「自ら考え、進んで行動する生徒」を目指し、藤久保中生徒としての誇りと自覚を持って充実した学校生活を送ろう。

## 1. 服装等

(1) 制服 (令和8年度入学まではブレザー導入移行期間とし、令和9年度入学から完全移行とする。)

\*学ラン (標準服)

\*セーラー服 (学校指定)



Yシャツ(下記参照)

ボタンは5つ

腰パン禁止

裾は引きずらない



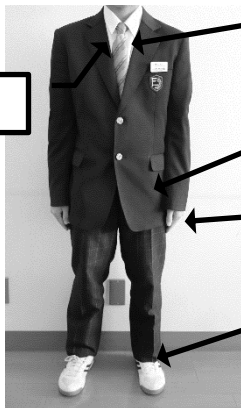
スカーフを必ず着用

ウエストは折り込まない

丈は膝が隠れる程度

\*ブレザー (学校指定) スボンタイプ

\* スカートタイプ



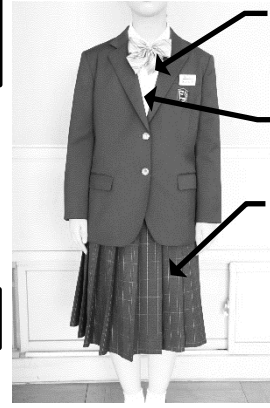
Yシャツ(下記参照)

ネクタイ or リボン  
を必ず着用

ベルト(下記参照)

腰パン禁止

裾は引きずらない



ネクタイ or リボン  
を必ず着用

Yシャツ(下記参照)

丈は膝が隠れる  
程度

\*ベルト …… 色は黒・紺・暗い茶色(皮・布)とし、エナメル素材は不可。巾は3cm程度とする。

\*ワイシャツ …… 色は白とする。開襟シャツは不可とする。

(ボタンダウンを着用する場合は、必ず学校へ相談すること。)

ア 登下校、授業(午前中)は、原則制服を着用する。

ただし、以下の場合は制服を着用しなくてもよい。

(ア) 午前中の授業で体育着・ジャージに着替える指示がある場合

\*着替えは該当授業前の休み時間に行う。

\*一度着替えたあとは体育着・ジャージで過ごしてもよい。

例) 1時間目体育→それ以降の2~6時間目の服装はどちらでも可とする。

(イ) 部活動等の活動がある場合

\*部活動等の活動後は、活動時の服装(ユニフォーム等)で下校を可とする。

- イ 4時間目終了後、体育着・ジャージに着替えてもよい。ただし、給食準備等を優先とし、衛生上の問題も考慮して着替えること。
- ウ 清掃は体育着・ジャージで行う。清掃後の服装は制服でもよい。
- エ 部活動がない日は、原則制服で下校する。ただし、暴風雨等で特別な指示があった場合は除く。
- オ 校内では名札を着用する。
- カ 体育着登校許可期間（6月から9月の間）は、熱中症対策期間として体育着（半袖・ハーフパンツ）での登校を可とする。

## (2) 通学靴

運動靴とする。ただし、体育の授業ができ、オールラウンドに使えるものとする。なお、厚底靴は不可とする。

## (3) 室内履き（学校指定）

ア 必ず紐を結んだ状態で履くこと。

イ 室内履きを忘れた場合は、貸出用の上履きを職員室で貸し出すことができる。借り場所・返却場所は職員室とし、必ず先生に声をかけること。

## (4) 靴下

ア 白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。

イ ワンポイントやラインは可とし、長さはひざ下までとする。ただし、ルーズソックスは不可とする。

ウ 儀式（式とつく行事）は黒または紺の靴下とし、長さはひざ下までとする。

## (5) 体育着・ジャージ：（学校指定）

ア 腰パンをしない。（ズボン紐は結ぶ）

イ 体育着は原則、ジャージやハーフパンツの中に入れる。

ウ 制服とジャージは併用して着用しない。

## (6) 防寒着

下記の内容に留意すること。なお、下記に該当しないものは学校に相談すること。

	種類	色	備考
インナー	・セーター ・ベスト ・アンダーシャツ ・タイツ ・レギンス ・インナーダウン 等	黒・紺・グレー ※タイツとレギンスはベージュも可とする。	・タートルネック、ハイネック等、首にかかるものは不可。 ・見えないように制服またはジャージの下に着る。
アウター	・スクールコート ・Pコート ・ダッフルコート ・カーディガン 等	黒・紺・グレー・茶	・登下校時のみとする。 ・部活動で使用しているものは顧問に確認すること。
その他	・手袋 ・マフラー ・ネックウォーマー 等	自由	・安全上、手袋は5本指タイプのもの・左右が繋がっていないものが望ましい。 ・毛糸帽子、耳あては不可。

### (7) カバン

リュックタイプとする。(色は自由)。

### (8) 名札 (学校指定)

ア 登下校時は防犯上、名前が見えないように裏返す。

イ 登校後、制服時は必ず着用する。

## 2. 頭髪等

### (1) 頭髪

状況	脱色・染色	整髪料(ワックス等)	パーマ
対応	×	× 寝癖直し程度は○	×

状況	眉毛	前髪	長さ
対応	整える程度は○	目にかからないようにする ※目にかかる場合はヘアピンで留める。 ※色：黒・銀(金属)とし、飾りのないシンプルなものとする。	髪が肩にかかる場合は、束ねるか三つ編みにする。 ※ゴムの色：黒・紺・茶とする。 ※編み込みは不可。

### (2) 装飾等

状況	帽子	化粧	アクセサリ (ピアス等)
対応	体育着登校許可期間のみ○ (6月～9月)	×	×

## 3. 持ち物

○ 基本的に授業で使わないものを持ってこない。

可 … マスク、くし、手鏡、歯ブラシ、座布団、ひざ掛け(肩にかけたり、廊下等で使用したりしない) 制汗シート・スプレー(無臭のみ)、リップクリーム(無臭・無色)

不可 … 香水、サングラス、携帯電話、漫画本、雑誌、ゲーム類、お菓子、トローチ、塩分補給用タブレット、音楽プレーヤー、玩具、磁気ネックレス等

\*上記の許可物以外については、自己(家庭)の判断とせず、学校に必ず確認すること。

## 4. 自転車使用

(1) 原則、自転車での登下校は不可とする。ただし、一定の条件を満たした者は、保護者の申し出により、学校長が許可した場合のみ可とする。なお、許可された者は学校の講習受講を義務付ける。

(2) 部活、行事等で学校から指示があった場合のみ可とする。

(3) 自転車に乗る際はヘルメットの着用を義務とする。

## 5. 弁当等

- (1) 弁当は登校中に購入せず、購入する場合は、登校する前に済ませること。(忘れた場合は家で食べる)
- (2) 指定された場所で食べ、ごみは持ち帰る。使用場所の美化に努める。
- (3) 飲み物は水筒に入れてくる。中身は、お茶類・スポーツドリンクとする。
- (4) ペットボトル飲料は、水筒の補助として持参してもよい。

## 6. 部活動

- (1) 部活動で使用している活動着は部の活動内で使用し、顧問が許可したものとする。
- (2) 上記(1)以外で着用するアウターについては、黒・紺・グレー・茶を基調としたものとする。なお、アウターは教室(朝の会開始から帰りの会終了まで)、および職員室に入るときは着ない。

## 7. 校内生活

- (1) 以下の時は、必ず先生の許可を得ること
  - ア 登校後、校外へ出る場合。
  - イ 刃物類等、特殊な器具等を使用する場合。
  - ウ 学習活動に直接必要のないものを持ってくる場合。
  - エ 特別教室・空教室へ入る場合。
  - オ ベランダや屋上へ入る場合。
- (2) 保健室
  - ア 保健室を利用するときは、学級担任または授業担当者に申し出て、保健委員と一緒に来室する。
  - イ 休養する・授業に遅れる場合は、保健室から連絡票により報告し、休養後は、本人が担任に報告する。
  - ウ 利用は原則1時間とする。
- (3) その他
  - ア 公共物を破損した場合、または破損やいたずら等を見かけたときは、速やかに先生に報告する。
  - イ その他わからないことは、先生に事前に相談する。

## 8. 諸届出

- (1) 欠席するときは、原則8:10までにキュベルを用いて連絡すること。それ以降は電話にて連絡する。
- (2) 住所変更・感染症等は必ず届け出る。
- (3) 体育の見学等の生徒手帳による届出は、保護者の自筆及び捺印とする。

## 9. その他

- (1) 長期休業前に出される注意事項を遵守する。
- (2) 新たに検討する内容が生じ、急な変更が必要な場合は、臨時の校則検討委員会を立ち上げ改定する。
- (3) この「生活のきまり」は、毎年、校則検討委員会で検討される。